ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

アルバイトのトラブル

こんなことで困っていませんか？

- 時給が面接で聞いたときの金額と違います・・・
- 代わりを見つけないと辞めさせてもらえません・・・
- 売れ残りを買い取れって言われます・・・
- 一方的にシフトを変えられてしまいます・・・
- 開店準備や片付けの時間の給料がもらえません・・・
- お店が忙しくて休憩がもらえません・・・

おかしい！と思ったら、すぐに相談を

お近くの都道府県労働局、労働基準監督署へ

総合労働相談コーナー ※4月～7月に若者相談コーナーを設置予定

https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html

平日夜間・土日祝の相談は・・・

労働条件相談ほっとライン

月～金：午後5時～午後10時　土・日・祝日：午前9時～午後9時

フリーダイヤル

0120-811-610（はい！ろうどう）

For concerns & questions about working conditions

Labour Standards Advice Hotline

Mon to Fri 17:00-22:00 / Sat, Sun, National Holidays 9:00-21:00

Multilingual

日本語

学生のみなさんへ

「アルバイトの労働条件を確かめよう！」
キャンペーン中です

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

アルバイトをする前に知っておきたい7つのポイント

バイトをはじめる前に、一度確かめてみませんか？ あなたの労働条件

1. アルバイトを始める前に、労働条件を確認しましょう！
   ※メール等で労働条件通知書をもらうこともできます

2. バイト代は、毎月決められた日に、全額支払いが原則です！

3. アルバイトでも、残業すれば残業手当が出ます！

4. アルバイトでも、条件を満たせば、有給休暇が取れます！

5. アルバイトでも、仕事中のけがは労災保険が使えます！

6. アルバイトでも、会社都合の自由な解雇はできません！

7. 困ったときは、各地の総合労働相談コーナーに相談を！

平日夜間・土日の相談は労働条件相談ほっとラインへ！

はい！ ろうどう
0120-811-610

詳しくはこちら！

ポータルサイト
確かめよう 労働条件

広報キャラクター「たしかめたん」

こんなことで困っていませんか？